▲市庁舎

質問

主権者である市民、

長

◇地方分権社会における 地方自治体としての 条例(法務)について

良ないのり 議 員

質問 基本条例の意義をどのようにと 域ビジョンをつくる大前提とな 自治基本法としての自治

ついては。

組みができる権限と責任を持つ 責任の下、羽村市も個性的取り

施行により、

自己決定・自己

る。

0

年の地方分権一

括法

自治体政府となった。

自治体職

ることから、「政策実現」型と 員の仕事全体が自治体法務であ

「政策立案 (立法)」型の自治体

づけられる。基礎自治体の構 として、基本構想の上位に位置 枠組法であり、かつ「最高規範」 明示された意義あるものである。 利の信託、自治のしくみなどが 成・運営を定めた規範で、まち 自治立法をめぐる自治体の基本 づくりへの市民参画、政治的権

新たな展開を

について

議員

も第四次長期総合計画に「新た 法務が重要となる。市において

な時代に対応した行政システム

「転換」を謳っており、

自治体

法務が行政の基本システムと地

質問

法務の研究、立法など法

安心なまちづくりに

◇「羽村市こども読書活動推進計画」

いしい

市長 自治基本条例は自治解釈 らえているか。

体制で対応する。 実践できると考えるため、 市民感覚の保持と適正な法務が 織横断的な審査を行うことで、 せるのではなく原課で行い、 務専門の室・課を設けては。 法務は専門部署に専任さ 現行

> 質問 自治体法務の人材育成に 発足についても参考としたい。 指摘のプロジェクトチームの 市長 基本条例の研究プロジェクト 基本計画の中に位置づけて、ご 必要であり、今後策定する後期 チームを発足させてはどうか。 自治基本条例の研究は 職員の代表で羽村市自治

努める。 法務能力や政策形成能力は大変 修などを充実させ人材の育成に 市長 自治体職員に求められる 重要である。専門知識習得の研

問う。 現行のさまざまな取

ち上げ、さらに横断的な連携を 策を検討・報告していただきた 多様な視点からの安全・安心施 全など、市内全域を対象とする 会の中で、防犯、防災、交通安 深め、共通の認識と情報の共 組みを取りまとめる組織を立 化等を図る必要がある。懇 談 り

ひさお 尚郎

計画」について 羽村市こども読書活動推 進

を深めることにより、 いて話し合いを行い、

質問 評価するか。 この1年間の取り組みをどう 推進計画初年度となる られたと考えている。 書活動推進への意識の向上が な展開を 安全・安心なまちづくりに新た

を開催し、家庭、 その際、保護者、 どのように実施されているか。 フティ教室」を実施している。 教育長 全小・中学校で「セー 力向上のための被害防止教育は 質問 子ども自らの危機回避

質問 安全・安心で快適なまち 員を「防犯教室指導者講習会」、 づくり懇談会(仮称)について 会」に派遣している。 連携を図っている。また、教職 「地域安全マップづくり研修 学校、地域の 地域の懇談会

教育長 合同の情報交換会を開催。 の読み聞かせを充実させている。 また、学校図書室ボランティア 発時に配布する絵本リスト作成 研究を推進②絵本の紹介コー 術の向上やプログラムに関する 議」を定例化し、 書館おはなしボランティア会 公立保育園では日常保育の中で 読書の楽しさや良さを味わうこ と図書館本館ボランティアとの ナーを常設③ブックスタート啓 図書館では①本年度初めて「図 における読み聞かせの充実につ とのできる環境づくりに努め、 小・中学校では生徒 読み聞かせ技



共通認識 子ども読

◇障害者自立支援法について ◇「事業仕分け」で行財政改革の推 進を

諒りょういち 議員

市長の行財政改革の基本姿勢に 改革推進プラン」が策定された。 ついて伺う。 「自主・自立の自治体経営 昨年12月 「羽村市行財政 行政改革推進本部」において検

延期事業が40事業あるが、 うち、一部完了、未完了、計画 施計画」で掲げた152事業の の確立」を図っていきたい。 の確立」と「安定した財政基盤 「第三次行政改革大綱実 進捗

状況と今後の取り組みは。 毎年度終了後、「羽村市

質 問 項目の選定などを行っていく。 この指針に基づき、仕分けする ための指針を策定するとともに、 民の役割分担の明確化を図る ロジェクトチームを設置し、官 な実施計画は の導入を掲げているが、具体的 プラン」に「事業仕分け制度」 証し、その結果を公表していく。 平成18年度に、庁内にプ 障害者自立支援法が4月 「羽村市行財政改革推進

を委員に加える考えはあるか、 また、審査会の委員は何人か。 の審査を経て決めるが、障害者 福祉課の窓口で個別に対応する。 説明会を開催した。また、障害 「障害程度区分」を審査会 パンフレットを送付し、

情報提供はできているか。

負担など変化について、迅速な 1日から施行されるが、利用者

・教育体制の充実について

かでこ

▲障害福祉課窓口

平成18年度に「障害福祉計画 市長 障害者が自立して暮らす 障害者就労施策は。 を策定する中で検討する。 上で重要な施策と認識している。 とは非常に重要である。当市の いくためには、「働く」というこ 以内を予定している。 障害者が自立し暮らして

ていきたい。委員の定数は8人 客観的かつ公平・公正な審査判 定等のできる方の中から選考し 障害者の実情等を理解し、 育・教育体制の充実について

れている。 よりきめ細かな支援が必要とさ ている。保育や教育の分野でも 者支援法」が施行され、乳幼児 から成人までの支援が求められ 平成17年4月から「発達障害

各1校で予定されているが、 象校はどこか。 質問 平成18年度は、

されているが、 質問専門員の巡回相談が予定 徒への指導も含まれるのか。 る相談か、対象となる児童・生

いく予定である。 業実施校で段階的に実施して 高めることを目的にしている。 めの指導を受け、必要な資質を が適切な教育的支援を行うた 事例検討・講演会を通し、教員 よる直接的な指導は、モデル事 児童・生徒への専門家等に

> められるのか。 保護者の連携は、

が予定されているか。

質問 その他、どのような支援

◇障がいのある子どもたちの

もんま 門間

·部事務組合の特別職報酬の

がいのある子どもたちの保 特別支援

教育のモデル事業が小・中学校 教育長 松林小学校と羽村第一 対

門家を招き、教員を対象とした 教育長 軽度発達障害等の専 教員を対象とす

質 問

小・中学校、保育園、

幼

庭への情報提供を行う。

稚園、

医療関係者、

どのように進 福祉関係者、

正当性について

議員

教育長 教育コーディネータを指名し、 で校長が教員の中から特別支援 いて、協議を行う校内委員会を 研修を実施する。またモデル校 を中心に副籍事業を試行し、 全小・中学校に設置する。各校 する児童・生徒の状況把握」と 「校内での支援体制計画」につ 「特別な支援を必要と 家

中学校を指定校として取り組ん

より「個別の教育支援計画」 機関とのネットワークの構築に ジェクトチームを編成し、関係 教育長 モデル事業支援プ 定について検討していく。 口



▲羽村1中

◇「心の病」で苦しむ職員増加の対策を急げ ◇強固で弾力的な財政基盤の確保を ◇競売入札妨害 (談合) に厳し いチェックを

馳はせひら 議

談合に厳しいチェックを

内の業者が逮捕されたが、羽村 重要と考え、以下質問する。 り方そのものを見直し、厳しい チェック体制を構築することが 安や疑念が広がっている。今こ 業者が逮捕された事などから不 ている。市民の間にも、 そ、徹底的に調査し、入札のあ めぐる談合事件が連日報道され が5年間にこの業者に発注し 瑞穂町発注の町道舗装工事を 瑞穂町の談合事件で、 市内の 市

▲契約管財課窓口

質問 市長 平均落札率は96・6%となっ 内の業者が関わった契約のいく ている。 るので、改めて調査する考えは 為が行われていると判断してい 入札については、 つかを徹底的に調査すべきでは。 し談合を抑止するためにも、 注金額は7千250万2千円、 また、その平均落札率は何%か。 市民の不安や疑念を払拭 市で行われた公共工事の 契約の総件数は8件、 適正な入札行 市 発

適正な事務の執行に努める。

えるか。 市内の業者は適格性に欠くと考 名基準に照らして、 羽村市競争入札参加者指 逮捕された

◇子どもたちにとって安心・安全

なかはら

中原

のまちづくりへ

再編・強化に反対を

議員

まさゆき 雅之

くと考えている。 市長現段階では、 適格性を欠

◇米軍横田基地の

違法行為があった場合、どの時

災害の発生、

犯罪の発生、

羽村市の指名停止基準で

た請負契約の総数と発注金額は。 らとなる。 的信用失つい行為が生じた場 または起訴事実を知った日か いて、その対応措置について協 議するが、その期間はその逮捕 羽村市契約事務協議会にお 違法行為等による社会

入札制度の見直しを行い、新た さらに品質の確保を図るための の考えは。 質問 入札制度改革に対する市 市長 公正性・透明性・競争性 な入札制度の導入も視野に入れ、

子どもの安全対策を

点で指名停止となるか

携はどうか 徒の教育②PTAや地域との連 質問 子どもの安全対策のため

児童・生徒には、 など取り組んできたが、平成18 まで、地域と一体となったパト 家の協力による研修、 教育長 ①教職員の研修は専門 子どもたちを見守る体制づくり 年度当初に学校地域安全協議会 ロール活動、朝の交通安全指導 育に重点をおいている。②これ 避能力を身につけさせる安全教 会への派遣に取り組んでいる。 に取り組んでいきたい。 (仮称)を開催し、地域全体で 危険予測

管理課、 が連携し対応を図っている。 その都度、教育委員会と建設部 も指摘されている。教育委員会 線など通学路で改善を要する点 から通学路の改善要望があり、 安全マップが作られ、危ない交 質問 小学校で通学路を点検し 教育長 毎年度、PTA連合会 いく必要があると思うがどうか。 と建設部など連携して改善して 側溝の蓋の欠落、有刺鉄 総務部市民生活安全課

①教職員の研修、児童・生

都の研修 回回

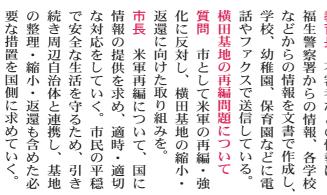
童館、保育園、

幼稚園などへの 学校、

不審者など情報収集、

児

学校、幼稚園、保育園などに電 発信は万全か。 話やファクスで送信している。 教育長不審者などの情報は、 などからの情報を文書で作成し、 福生警察署からの情報、 各学校





◇学校給食の改革について問う

征い 一ち 議員

佐 藤

将来を担う子どもたちが、す

教育長

①野菜3・34%、

食材の仕入れ経路は③市内の契 材に占める地元産品の割合は② 情に感謝する心をはぐくむ給 給食」から「生産者の苦労と愛 大人になるために「与えられる 地域を守り、 こやかに育ち、家族を大事にし、 約栽培農家の件数は ている地域食材について。①食 と考え、次のことについて伺う。 食」へ大転換すべき時代である 市内の学校給食で使用し 国を守れる健全な 等である。②納入業者の仕入先 は採用していない。納品に関す 調達している。③契約栽培方式

地産地消による給食作り

質問 が生産者の苦労と愛情を感じ農 る契約行為としている。 業振興及び地域活性化に貢献で きると思うが見解を問う。

▲給食の配膳 教育長 市では地域の農業振興 炊きたてのご飯を食べるという 家庭用電気炊飯器でご飯を炊き 教育長 この事業は学級ごとに の導入について見解を伺う。 る高知県南国市の「南国方式 て炊きたてのご飯を提供してい 対しお願いしていきたい。 後も地産地消を学校給食組合に いる。教育委員会としては、 の一環として利用促進を図って 家庭用電気炊飯器を使っ

◇障害者自立支援法について

◇羽村駅西口区画整理事業について

いちかわ 市川 えいこ 英子

議員

類0・67%、豆腐2・03% 麺 教育長 センター方式を自校方 解を伺う。 制度を導入する提案について見 換えて、その運営に指定管理者 と考えている。 在のセンター方式が最善である るが、教育委員会としては、 近い将来自校方式に切り

り教育委員会としては、自校方 見ても財政負担を招くこととな 式に変えることは、経費面から 式に変更する考えはない。

良質で安価な物を市場から

もので高知県の地産地消事業の つとして大変注目を集めてい 現

質問 市長 本的にはその可能性はない。 軽減措置があるので、

も実施していく考えである。 市長 都が事業決定した時は市 ないと理解している。 に応じた負担導入はやむを得 市長 使ったサービスと所得 う考え方を貫くべきである。 料又は能力に応じた負担とい

させない立場を取るべきであ 心配される。市の責任で後退 受けているサービスの後退が 質問 参画していただく考えである。 策定するべきである。 障害程度区分により、今 障害者等の団体からも

いか。 理を徹底し、国の財政負担の削 害者福祉にも自己責任と競争原 質問 障害者自立支援法は、障 が受けられなくなる可能性はな ある。利用料が払えずサービス 障害者自立支援法について 減を推し進めようとする法律で

すべきではないか。 利用料は現行のとおり無 負担軽減策を考え、実施

者本人や保護者などの参画で 障害者福祉計画は、 障害 質問 ことはないか。 る場合の対応は。

基

▲羽村駅西口付近

公正な判定となるよう努める。 羽村駅西口区画整理事業につい

市は平均減歩率を下げる

質問 事業費が何倍にも増える 申を踏まえ、検討していく。 市長 土地区画整理審議会の答 考えはあるのか。

最善の努力をする。 55億円) 内で実施できるよう 市長 今示している事業費 $\widehat{3}$

意がとれているのか。 意が得られるものと考えている。 借地・借家で営業してい 今後、移転等の説明で合 駅前広場の地権者とは合

補償などを考えていく。 建物を移転する間の営業

審査会を設置し、公平